

令和7年度 第四回 岩見沢市地域計画の変更に係る協議の結果公表について

令和8年1月6日

地域計画を策定、変更する際は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年5月28日法律第65号）第18条第1項に基づき協議を行うこととされておりますが、次の変更内容については、岩見沢市のホームページにおいて意見聴取を行う簡易な方法を用いることで農業者と関係機関が合意しております。

つきましては、令和7年12月18日から令和7年12月24日までHPにて意見聴取を行いましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、各地区の協議の結果を公表します。

記

協議（話し合い）の場を設けず、簡易な方法を用いる変更内容

番号	地域計画名	変更内容	備考
1	西川町	現況地目を農地以外の地目に変更	
2	東自治会	農地の一部を分筆し、分筆した農地の現況地目を農地以外の地目に変更	
3	上志文町	現況地目を農地以外の地目に変更、農用地区域への編入	
4	志文町	現況地目を農地以外の地目に変更、農業以外の用途に転用するため、現況地目が農地の土地の一部を農用地区域から除外	
5	下志文町	現況地目を農地以外の地目に変更	
6	上幌向町	現況地目を農地以外の地目に変更	
7	中幌向町	現況地目を農地以外の地目に変更	目標地図の修正のみ
8	北村砂浜	現況地目を農地以外の地目に変更	
9	北村幌達布	現況地目を農地以外の地目に変更	
10	北村中央	農用地区域への編入、現況地目を農地以外の地目に変更、農地の一部を分筆し、分筆した農地の現況地目を農地以外の地目に変更	
11	北村栄町	農地の一部を分筆し、分筆した農地の現況地目を農地以外の地目に変更	
12	栗沢町茂世丑	R7.11.28協議の場の開催により計画本体の記載事項を変更	目標地図の修正なし
13	栗沢町上幌	農用地区域への編入、現況地目を農地以外の地目に変更、農業を担う者の属性を利用者から認農へ変更、R7.11.28協議の場の開催により計画本体の記載事項を変更	
14	栗沢町宮村	R7.11.28協議の場の開催により計画本体の記載事項を変更	目標地図の修正なし
15	峰延	現況地目を農地以外の地目に変更	目標地図の修正のみ